

序　論

I 後期基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

2. 総合計画の構成と期間

II 小松島市を取り巻く環境

1. 小松島市の現状

～こまつしまの位置・地勢・沿革～

2. 小松島市を取り巻く社会の潮流

I 後期基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

小松島市では、平成 28 年度を目標年次とする「小松島市第 5 次総合計画」を平成 21 年に策定し、目標とする都市像である「安全・安心・信頼のこまつしま」をめざしたまちづくりを展開してきました。

その間、財政の健全化に向けて行財政改革を進めながら、限られた財源の中で、雨水ポンプ場の整備や学校施設の耐震化などの防災・減災対策に取り組むとともに、乳幼児等医療費助成制度の拡充や保育事業の充実といった少子化対策・子育て支援策に取り組んできました。

このたび、平成 24 年度で前期基本計画の計画期間が終了することから、前期計画の取り組みを検証するとともに、社会情勢等の変化を踏まえて見直しを行い、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定するものです。

2. 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想（8 年計画）、基本計画（4 年計画）及び行動計画（3 年計画）よりなります。それぞれの役割は次のとおりです。

基本構想

市政の長期にわたる根幹的な施策に関する構想で、計画期間は平成 21(2009)年 4 月 1 日～平成 29(2017)年 3 月 31 日の 8 年間です。

基本計画

基本構想に基づき本市行政の方向を明らかにするとともに、事案が複雑に入り組む各部門ごとの施策・取り組みを組織化及び体系化して策定した計画です。

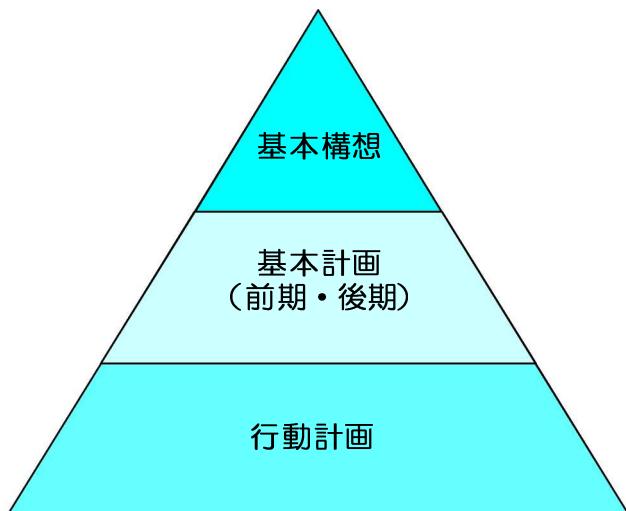
計画期間は基本構想の期間を前期と後期に分け、後期を平成 25(2013)年 4 月 1 日～平成 29(2017)年 3 月 31 日の 4 年間とします。

行動計画

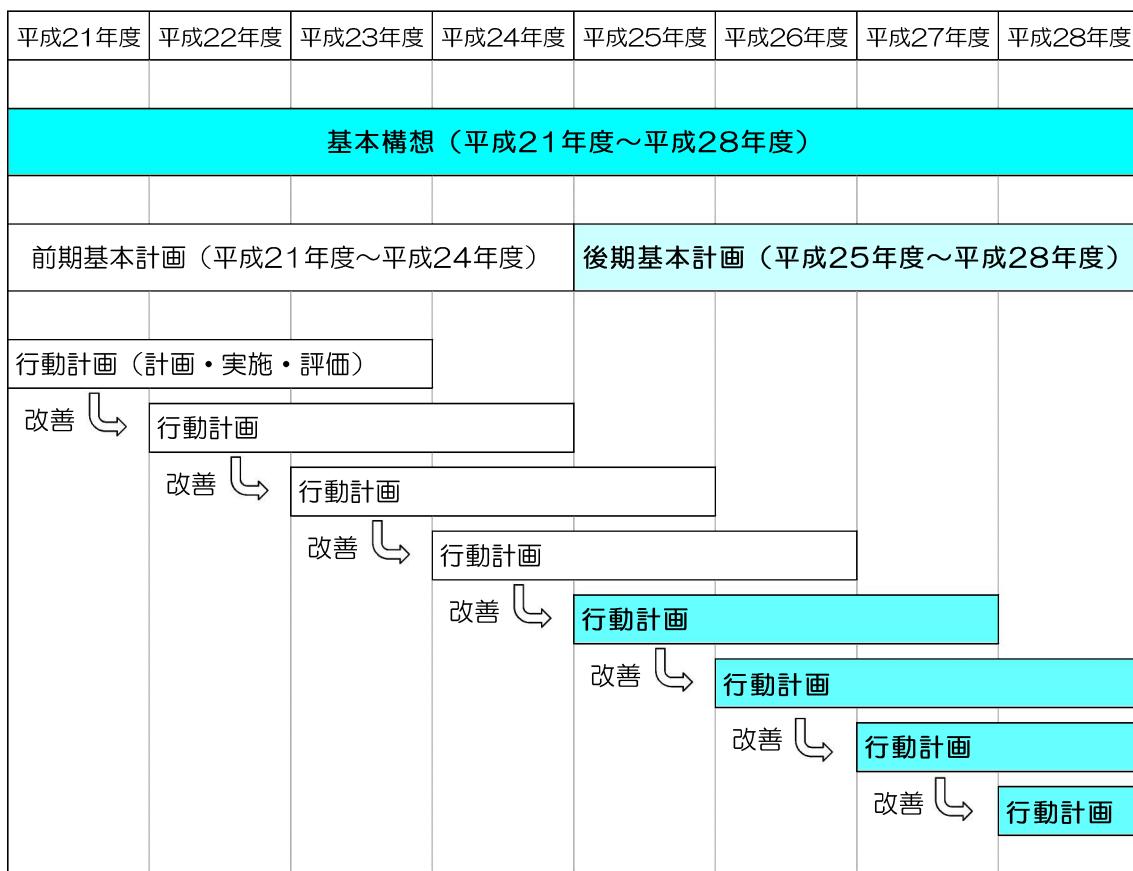
基本計画に基づき具体的な事務、事業の実施に関する計画をいいます。

計画は計画立案(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)を 1 サイクルとします。1 サイクル 3 年間で、毎年度見直します。

【計画の構成】



【計画期間】



II 小松島市を取り巻く環境

1. 小松島市の現状～こまつしまの位置・地勢・沿革～

(1) こまつしまの位置・地勢

小松島市は、徳島県の東部、瀬戸内海に面し、市域は東西 9.1 km、南北 8.5 kmです。面積は 45.30 km²あり、埋め立てに伴い現在も少しづつ増えています。中心部は、勝浦川の沖積による小松島平野と那賀川の沖積による立江・坂野平野が広がり、これらを取り囲むように、北には日峰山があり北西部にかけて県都徳島市と接しており、西部は四国山系東端の丘陵地帯で勝浦町と接し、南部は勝浦町境の稜線からの丘陵が東南の肥沃な平野部に向かってのびており、阿南市と接しています。

(2) こまつしまの沿革

①こまつしまの成り立ちと発展

市の歴史は、土器の出土や史跡などにより、弥生時代にはこの地に人が住みはじめたものと考えられ、まちが形成されたのは西暦 700 年から 800 年代の奈良時代から平安時代にかけてであると考えられています。

四国の東端に位置し紀伊水道に面した静穏で深い水域をもつことから、古くから天然の良港として、四国と京阪神を結ぶ海上交通の要衝のまちとして、また、物流の港湾都市として歩み続けてきました。

明治 22 年 10 月の町村制施行により、勝浦郡小松島村、那賀郡立江村、那賀郡坂野村となりました。明治 40 年 10 月 21 日には小松島村が勝浦郡小松島町に、また、明治 41 年 7 月 20 日には立江村が那賀郡立江町となりました。昭和 15 年 4 月 1 日には坂野村が那賀郡坂野町となりました。昭和 26 年 4 月 1 日、勝浦郡小松島町が那賀郡立江町を編入合併し、同年 6 月 1 日市制が施行され、小松島市となりました。その後、昭和 31 年 9 月 30 日には那賀郡坂野町と合併し、現在の小松島市の形となりました。

②こまつしまの転機

昭和 37 年に新産業都市建設促進法による指定を受けると、金磯地区の鉄鋼団地などへの工場進出が進み、工業が発展しましたが、昭和 60 年 3 月に国鉄小松島線が廃止され、平成 3 年 4 月に赤石トンネルが開通し、国道 55 号バイパスが大林町まで開通すると人の流れは一変しました。市域の中央部を通るバイパスは、新たな市域拡大の可能性を秘める一方、市域を分断し、また、便利になったがゆえに主要都市に人や物が吸い取られる「ストロー効果」現象によって、市街地に流れ込む人や車は減少していました。

さらに、平成 10 年 4 月に明石海峡大橋が開通し神戸淡路鳴門自動車道の全線開通によって、本州と地続きになりました。平成 5 年には小松島フェリーが撤退、平成 11 年には南海フェリーが徳島へ発着場を移したことにより、小松島港を発着する定期航路がなくなることになりました。

平成 15 年 6 月には、東洋紡績小松島工場が休止・閉鎖され、中心市街地の衰退が顕著となりました。

③こまつしまの今

平成 18 年 5 月に徳島赤十字病院が移転改築され、その跡地に発達障がい者を支援するための総合的な支援拠点として、全国に例のない「発達障害者総合支援ゾーン」が平成 24 年 4 月に整備されたことに伴い、かつて港湾都市の顔として賑わっていた商業ゾーンは、医療・福祉ゾーンとして生まれ変わりました。

また、港湾都市としての機能についても、かつて旅客で賑わった徳島小松島港本港地区が国土交通省より港オアシスとして認定されるとともに、赤石地区に四国最大級のガントリークレーンが設置され、大型公共埠頭が整備されるなど新たな局面を迎えていきます。

平成 20 年 9 月には、昭和 43 年から操業を続けてきた日本製紙小松島工場が紙事業から撤退しましたが、その跡地には阿波製紙株式会社が進出するなど、市を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。

- 位置（市役所庁舎）
東経 134 度 35 分 4 秒
北緯 34 度 0 分 1 秒
標高 2m
- ひろさ
面積 45.30 km²



2. 小松島市を取り巻く社会の潮流

(1) 防災、減災への取り組み

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、死者が 15,000 人を超える、行方不明者が 3,000 人を超えるという未曾有の大災害となりました。死因については、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では死者・行方不明者 6,437 人のうちほとんどの方が建物倒壊によるものでしたが、東日本大震災では約 9 割の方が津波による溺死で亡くなっているとされています¹。

本市は沿岸部が多く、近い将来、東南海・南海地震の発生が危惧されており、東日本大震災以降、地震・津波対策としての「安全」に対する市民の意識が、より一層高まっています。また、近年は、日本各地で局地的大雨や集中豪雨による災害が頻発しています。

本市では、沿岸部を中心に広い範囲で津波による被害が想定されていることから、地震・津波対策の早期の見直しや避難経路や津波避難場所を確保することが求められています。また、大雨による浸水被害発生の可能性も高まっていることから、雨水・浸水対策を計画的に進める必要があります。

(2) 少子・高齢化と人口減少

平成 22 年の国勢調査の結果では、全国の人口について、平成 17 年に比べると 65 歳以上の高齢者が 13.9% 増え、15 歳未満の人口が 4.1% 減少しており、少子・高齢化が進んでいます。また、総人口のうち 65 歳以上人口の割合は 23.0% となり、世界で最も高い水準となっています。一方、人口動態調査では、死亡者数が出生者数を上回り、自然動態も減少に転じていることから、人口減少が進んでいることがわかります。

こうした少子・高齢化の進行により、労働力人口の減少や社会保障制度における現役世代の負担増加のほか、地域社会の担い手不足などが懸念されています。

本市においても、少子・高齢化と人口減少が進んでいることから、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり、子育てしやすいまちづくりを進める必要があります。

(3) 循環型社会

これまでの私たちの「大量生産・大量消費・大量廃棄」といったライフスタイルは、地球温暖化や酸性雨問題といった地球規模での環境問題を引き起こしています。また、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を背景に、循環

¹ 内閣府刊行の防災白書より。

型社会づくりを加速するため、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用に向けた動きも活発化しています。

こうしたことから、現在の生活様式を見直し、「循環型社会」の構築に向けて、市民、企業、行政が一体となった取り組みの推進が求められています。また、海や川、山などの豊かな自然に恵まれている本市では、現在の豊かな自然環境を将来にわたり守っていくための取り組みが求められています。

（4）高度情報化の進展

携帯電話やインターネットの普及により、情報通信技術は飛躍的に発展し、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単に情報を発信したり取得したりすることが可能になっています。

しかし便利になった反面、情報通信技術を使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる情報格差などの問題があるため、高度情報化社会に対応した人材育成や、情報通信技術を利活用できる環境づくりを進める必要があります。また、虚偽の情報や人を傷つける情報なども氾濫しているため、情報を正しく判断したり発信したりできるよう、情報モラルの向上を図る必要があります。

（5）地方分権と地域主権

平成12年4月に施行された「地方分権一括法」により、地方への権限と財源の移譲が推進されてきました。また、平成21年11月には、内閣府に地域主権戦略会議が設置されるとともに、地域主権戦略大綱が策定され、「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの責任において地域の諸課題に取り組む」ための改革が推進されています。平成23年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第1次一括法」が成立しました。また、平成23年8月には、「第2次一括法」が成立しており、義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大など、国から地方への権限移譲が進んでいます。

本市においても、徳島県から権限移譲が進められるとともに、自治体としての行政権、立法権が強化され、今後もさらに地域主権改革が進められます。こうしたことから、これまで以上に、自らの責任と判断で地域の実情に沿ったまちづくりを進めるとともに、「自主性・自立性」の高い行政運営が求められています。

